

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年二月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

石川県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第十条 特定非営利活動法人は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条において「民間事業者等情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により、法第十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項、法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項の規定による備置きについて、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録（民間事業者等情報通信技術利用法第二条第四号の電磁的記録をいう。次項及び第三項において同じ。）の保存を行うことができる。

2 特定非営利活動法人は、民間事業者等情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、法第十四条において準用する民法第五十一条第一項、法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項の規定による作成について、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

3 特定非営利活動法人は、民間事業者等情報通信技術利用法第五条第一項の規定により、法第二十八条第二項の規定による閲覧について、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

---